第92回 定時株主総会
招集ご通知

日　時
平成27年6月18日（木曜日）午前10時

場　所
大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階「安土の間」

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役5名選任の件
第3号議案　監査役2名選任の件
第4号議案　会計監査人選任の件
第5号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

目　次

第92回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 2
連結計算書類 …… 13
計算書類 …… 21
監査報告書 …… 30
株主総会参考書類 …… 36

京阪神ビルディング株式会社

証券コード:8818

経営理念

京阪神ビルディングは、

1. 価値ある事業空間を提供しお客様と共に発展することにより、社会に貢献します。
2. 信用を重んじ質を重視した経営を堅持して、お客様・株主・社員の信頼に応えます。
3. 革新と効率を尊び、活力ある企業風土を築きます。

という経営理念に基づいて、以下に掲げる指針に従って行動します。

企業行動指針

1. お客さま本位の徹底

お客さまのニーズと信頼に応え、安全で良質な環境とサービスを提供します。

2. コンプライアンスの実践

法令および規律を遵守し、高い倫理観に根ざした社会的良識をもって行動します。
また、公正、透明、適正な取引を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
反社会的勢力および団体とは一切関係を遮断し、毅然とした対応をします。

3. 社会発展への貢献

地域との良好な関係を構築し、良き市民として積極的に社会貢献活動を行います。

4. 公正な情報開示

株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションをとり、企業情報を適時、的確かつ公正に開示します。

5. 環境問題への取り組み

環境保全は経営の重要な課題であることを認識し、自主的、積極的に環境問題に取り組みます。

6. 個性を尊重する企業風土

ゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、社員の人格、個性を十分尊重します。

証券コード　8818
平成27年６月１日

株　主　各　位

大阪市中央区瓦町四丁目２番14号
京阪神ビルディング株式会社
代表取締役社長　中　野　健　二　郎

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月17日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月18日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階「安土の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報告事項
1　第92期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2　第92期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件
第５号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.keihanshin.co.jp/）に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益の改善や金融緩和政策の持続のもと景気回復の兆しが見られるものの、消費増税後の個人消費の停滞や不安定な国際情勢といった懸念材料もあり、先行き不透明な状況が続きました。

不動産賃貸業界におきましては、都心の優良ビルについては企業の拡張移転や館内増床などの需要に支えられて空室率は低下傾向にあり、賃料水準につきましても一部で改善の動きが見られました。

当社ではこのような環境の中、テナント誘致に努めました結果、空室率は前期末の4.9%から3.2%へと改善いたしました。また、新規投資につきましても「府中ビル」を取得し、収益の増強、営業エリアの拡大に努めました。

当期の連結売上高は、新規テナント入居と府中ビル取得による不動産賃貸収入が増加し、14,852百万円と前期比821百万円（5.9%）の増収となりました。

つれて売上総利益は5,996百万円と前期比586百万円（10.8%）の増益、営業利益は4,966百万円と前期比503百万円（11.3%）の増益となりました。経常利益につきましては、支払利息が減少したため4,457百万円と前期比758百万円（20.5%）の増益、当期純利益は2,732百万円と前期比363百万円（15.3%）の増益となりました。

事業別の業績（営業利益は連結決算調整前）は、次のとおりであります。

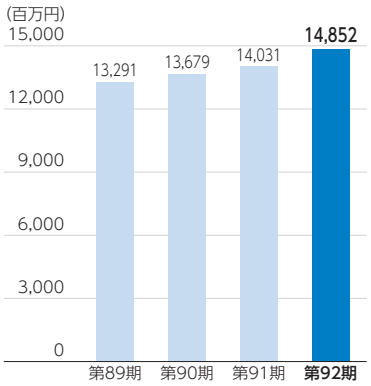
① 土地建物賃貸事業

既存ビルの稼働率向上と府中ビル取得により売上高は14,571百万円（前期比970百万円、7.1%増）、営業利益は5,451百万円（前期比557百万円、11.4%増）となりました。

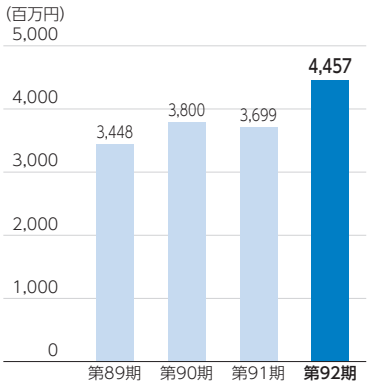
② その他の事業

建築請負工事の受注が減少したため売上高は280百万円（前期比149百万円、34.7%減）、営業利益は6百万円（前期比29百万円、82.9%減）となりました。

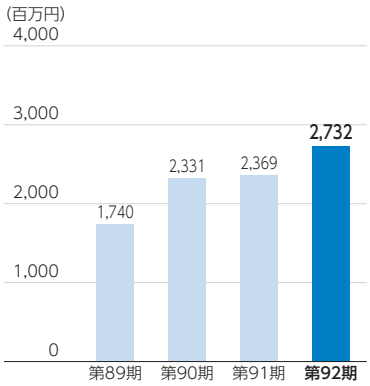
■ 売上高



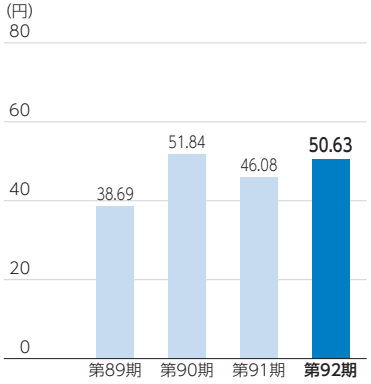
■ 経常利益



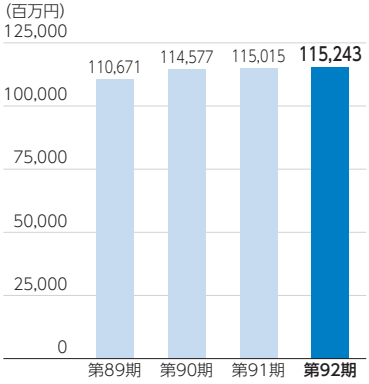
■ 当期純利益



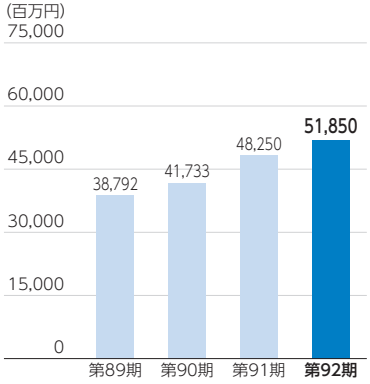
■ 1株当たり当期純利益



■ 総資産



■ 純資産



(2) 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資の総額は9,572百万円で、その主なものは府中ビルの取得および既存ビルの更新工事等であります。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資の所要資金は、金融機関借入、社債の発行および自己資金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

不動産賃貸業界におきましては、都心部における空室率の低下傾向、賃料水準の改善が見込まれ、本格的な回復が予想されます。

当社は、引き続きテナントリーシング力を強化し、空室率のさらなる改善に取り組みます。また、新規投資につきましては、首都圏を中心に立地と収益性を重視して積極的に推進いたします。このように、中長期的な視野に立って営業エリアの拡大・リスクの分散を図り、安定的な収益源を確保することにより企業価値の着実な向上に努めてまいります。

さらに、省エネへの対応や街並みと調和した緑豊かな街づくりにも貢献すべく事業展開を図ってまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第89期 (平成24年３月期)	第90期 (平成25年３月期)	第91期 (平成26年３月期)	第92期（当期） (平成27年３月期)
売上高	13,291	13,679	14,031	14,852
経常利益	3,448	3,800	3,699	4,457
当期純利益	1,740	2,331	2,369	2,732
１株当たり当期純利益	円 銭 38 69	円 銭 51 84	円 銭 46 08	円 銭 50 63
総資産	110,671	114,577	115,015	115,243
純資産	38,792	41,733	48,250	51,850

(注) １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数控除後）により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
	百万円	%	
京阪神建築サービス株式会社	86	100	建物の総合管理業務

(注) 連結の範囲に含む会社は、上記の１社であります。

(7) 主要な事業内容

① 土地建物賃貸

オフィスビル・データセンタービル・ウインズビル（場外勝馬投票券発売所）・商業施設・物流倉庫等の賃貸、建物および設備の総合管理

② その他

一般建築請負等

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39名	1名増	46.3歳	9.1年

(注) 上記には使用人兼務取締役を含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	8,690
株式会社日本政策投資銀行	4,951
日本生命保険相互会社	1,847
株式会社百十四銀行	1,570
三井住友信託銀行株式会社	1,430

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　80,000,000株
(2) 発行済株式の総数　53,998,798株（自己株式23,797株を含む。）
(3) 株　主　数　6,950名
(4) 大　株　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
銀泉株式会社	6,440	11.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,303	6.1
株式会社三井住友銀行	2,133	4.0
ダイキン工業株式会社	1,568	2.9
米山鐘秀	1,500	2.8
株式会社きんでん	1,393	2.6
鹿島建設株式会社	1,376	2.5
株式会社三重銀行	1,287	2.4
株式会社百十四銀行	891	1.7
株式会社足利銀行	862	1.6

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	永田武全	
代表取締役社長	中野健二郎	丸一鋼管株式会社 社外取締役 レンゴー株式会社 社外取締役
常務取締役	井上康隆	管理統括、企画部長兼経理部長
取締役	河野健二	総務部長
取締役	清水英治	建築技術部長
取締役	山本真司	営業統括
取締役	斎藤眞澄	営業部長
取締役	八ツ尾順一	公認会計士、近畿大学法学部 教授
常勤監査役	山本敏晴	
監査役	西出智幸	弁護士
監査役	宮内裕通	

(注) 1. 取締役 斎藤眞澄氏は、平成26年６月19日開催の第91回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
2. 平成26年６月19日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、平井敏雄氏は常務取締役を任期満了により、退任いたしました。
3. 取締役 八ツ尾順一氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 西出智幸氏および宮内裕通氏は、社外監査役であります。
5. 取締役 八ツ尾順一氏および監査役 西出智幸氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 平成27年4月1日付にて、取締役の業務委嘱を下記のとおり変更いたしました。

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
常務取締役	井上康隆	管理統括兼企画部長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 数	支 給 総 額
取　締　役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	171,012千円 (5,280千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	27,860千円 (8,160千円)

(注) 1. 支給総額には、役員退職慰労引当金の当期増加額（取締役28,132千円、監査役2,550千円）が含まれております。
2. 支給総額には、平成26年６月19日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対して使用人給与50,630千円を支給しております。
4. 上記のほか、平成26年６月19日開催の第91回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役１名に対して25,000千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取　締　役	八ツ尾　順　一	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・大学教授としての長年の経験と幅広い見識・見地から発言を行っております。
監　査　役	西　出　智　幸	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに、また、監査役会11回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監　査　役	宮　内　裕　通	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに、また、監査役会11回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

(注) 当社の会計監査人であった大同監査法人は、平成26年７月１日付で監査法人グラヴィタスと合併いたしました。これに伴い、当社の監査証明を行う公認会計士等は監査法人グラヴィタスとなっております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項　　目	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	16,800千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断したとき、監査役会は、会計監査人を解任いたします。

また、上記以外の会社法、公認会計士法等の法令に違反したとき、または公序良俗に反する行為を行ったとき、若しくは当社の監査を行うことが妥当でないと判断したとき、取締役会は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第５項に基づき、内部統制システムの整備に必要とされる各条項に関する方針を「会社法に基づく内部統制システムの整備に関する基本方針」として、以下のとおり定めております。代表取締役および取締役は、この方針に従い適正で効率的な業務執行のための体制を整備し、経営環境の変化に対応するため、この基本方針を毎年見直し、必要に応じて取締役会に付議し、その改善、充実を図ります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、コンプライアンスの確立を経営の重要課題の一つと位置付け、法令などの社会規範および定款などの社内規範を遵守するため、「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループの経営理念を尊重し「企業行動指針」および「企業行動基準」に従って行動する。また管理部門担当取締役は、コンプライアンス違反行為などの報告・相談を受付けるため設置した「社内報告相談制度」の運用状況を監督し、その結果を定期的に社長に報告する。

② 取締役は、コンプライアンス経営の徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」を活用し、コンプライアンス施策の実施状況の把握、取締役および使用人の教育研修などを行い、委員会の活動内容を定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。

③ 取締役は、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対する方針を「企業行動指針」および「企業行動基準」に示すと共に社内体制を整備し、警察等外部機関と連携してこれらの勢力に対しては毅然たる態度で臨み、関係排除に取り組む。

④ なお監査室長は、コンプライアンスの状況について適宜監査を実施し、その結果を社長およびコンプライアンス委員会に、必要に応じて取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、それぞれの職務の執行に係る情報を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」などの社内規程に基づき、書面文書または電子文書に記録し、適切に保存し管理する。

② 管理部門担当取締役は、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」などの情報の保存、管理に関する規程を適宜見直し、改善を図るほか、重要な情報の保存状況を検索可能とし、必要に応じて閲覧可能とする体制を整備する。

③ なお監査室長は、重要な情報の保存および管理の状況について必要に応じて監査を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 各部室長は、「リスク管理規程」に基づき、担当部署の業務に付随するリスクの管理を行う。

② 取締役は、各リスクを統合し全体的な管理を行うため、「リスク管理委員会」を活用し、

(イ) リスクの特定、評価の総合管理

(ロ) リスク管理方針、管理計画の策定および見直し

(ハ) リスク管理状況の取りまとめ

などの所管事項を定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。

③ 「事業継続計画」を整備し、緊急事態が発生した時に会社がとるべき対応について周知徹底を図る。

④ なお監査室長は、リスク管理の状況について適宜監査を実施し、その結果を社長およびリスク管理委員会に、必要に応じて取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役会を原則月１回開催し、取締役会は「取締役会規則」に従い、経営に関する重要事項の決定、取締役の職務執行状況の監督などを行う。

② 取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、経営会議において業務の執行ならびに計画に関する報告および審議を行い、職務の執行の効率化を図る。

③ 取締役は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」などに従って、職務の執行に必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務の執行の効率化推進などの必要に応じて見直す。

④ 重要な職務の執行については、「稟議規程」に基づき、事前に権限者の決裁を受ける。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、使用人が常にコンプライアンス意識をもって業務に取り組むよう、「コンプライアンス規程」、「企業行動指針」および「企業行動基準」を定め、具体的に遵守すべき事項を明示する。

② 取締役は、コンプライアンス経営に基づく社内の体制や健全な社風を維持し向上させるため、コンプライアンス委員会の活動を継続して機能させる。またコンプライアンス委員会の活動状況を把握するため所管事項について定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。さらに、社内におけるコンプライアンス違反行為などの報告・相談を受付けるため設置した「社内報告相談制度」を適切に運用する。
③ なお監査室長は、「内部監査規程」に基づき、会計監査、業務監査、特別監査を実施し、使用人の業務の執行状況を社長に報告する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 取締役および関係部門は、「関係会社管理規程」に従い、子会社との「経営指導協定書」、「業務委託契約書」などに基づき、子会社の指導管理を行い、企業集団としての業務の適正確保と効率性の向上を推進する。
② 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切に処理する。
③ 監査役および監査室長は、当社グループ各社の監査および内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査の年次計画、実施状況およびその結果を、必要に応じて取締役会に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、必要に応じて総務部員が補助する。
② 監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置くときは、監査役の意見を尊重して決定する。

(8) 監査役の職務を補助すべき専任の使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事考課は常勤監査役が行い、任免、異動については監査役会の意見を尊重する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役は、以下の事項について、監査役に対して報告する。
(イ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
(ロ) 内部監査およびリスク管理に関する重要な事項
(ハ) コンプライアンス違反に関する重要な事項
(ニ) その他(イ)～(ハ)に準じる事項
② 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行う。

（10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会は、代表取締役、会計監査人および監査室長との間に、それぞれ定期的に意見・情報を交換する機会を設ける。

② 監査役は、監査の実効性を確保するため、監査役会が定めた業務の分担に従い、経営会議、役員部長会その他の重要な会議に出席するほか、稟議書その他重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求める。

③ 監査役会は、独自の意見形成および監査の実施にあたり必要と認めるときは、法律事務所、会計監査人などを活用する。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**4,097,962**	**流動負債**	**18,224,056**
現金及び預金	3,576,600	買掛金	11,375
受取手形及び売掛金	281,973	短期借入金	15,384,140
繰延税金資産	100,357	未払法人税等	1,155,278
その他	139,031	賞与引当金	25,744
固定資産	**111,145,204**	その他	1,647,518
有形固定資産	**96,637,105**	**固定負債**	**45,168,594**
建物及び構築物	36,944,057	社債	22,000,000
土地	51,291,266	長期借入金	13,606,350
信託建物	2,005,858	長期預り保証金・敷金	6,483,013
信託土地	6,261,065	繰延税金負債	1,422,556
その他	134,857	再評価に係る繰延税金負債	1,202,109
無形固定資産	**53,517**	役員退職慰労引当金	182,267
投資その他の資産	**14,454,581**	退職給付に係る負債	60,918
投資有価証券	11,806,140	その他	211,380
差入保証金・敷金	2,180,077	**負債合計**	**63,392,651**
繰延税金資産	9,286	**純資産の部**	
その他	459,076	**株主資本**	**51,992,998**
		資本金	**9,827,611**
		資本剰余金	**9,786,449**
		利益剰余金	**32,388,529**
		自己株式	**△9,592**
		その他の包括利益累計額	**△142,482**
		その他有価証券評価差額金	**4,756,143**
		土地再評価差額金	**△4,898,626**
		純資産合計	**51,850,515**
資産合計	**115,243,167**	**負債及び純資産合計**	**115,243,167**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**14,852,697**
売上原価		**8,855,779**
売上総利益		**5,996,918**
販売費及び一般管理費		**1,030,123**
営業利益		**4,966,794**
営業外収益		
受取利息及び配当金	178,568	
その他の営業外収益	15,949	194,518
営業外費用		
支払利息	440,774	
社債利息	222,400	
その他の営業外費用	40,202	703,377
経常利益		**4,457,935**
特別利益		
固定資産売却益	4,810	4,810
特別損失		
固定資産除却損	76,485	76,485
税金等調整前当期純利益		**4,386,260**
法人税、住民税及び事業税	1,591,549	
法人税等調整額	61,880	1,653,429
少数株主損益調整前当期純利益		**2,732,830**
当期純利益		**2,732,830**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,827,611	9,786,449	30,411,351	△9,495	50,015,916
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△755,651		△755,651
当期純利益			2,732,830		2,732,830
自己株式の取得				△96	△96
連結会計年度中の変動額合計			1,977,178	△96	1,977,081
当期末残高	9,827,611	9,786,449	32,388,529	△9,592	51,992,998

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,003,579	△4,769,308	△1,765,728	48,250,187
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△755,651
当期純利益				2,732,830
自己株式の取得				△96
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,752,564	△129,317	1,623,246	1,623,246
連結会計年度中の変動額合計	1,752,564	△129,317	1,623,246	3,600,328
当期末残高	4,756,143	△4,898,626	△142,482	51,850,515

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は京阪神建築サービス株式会社の１社であり、非連結子会社はありません。

(2) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定額法

無形固定資産……定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は財務内容評価法によっております。
当連結会計年度においては該当がないため計上しておりません。

賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、前連結会計年度の支給実績を勘案して当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準
……当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法
……当社グループは退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

消費税等の会計処理……税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	648,275千円
備品	0千円
合計	648,275千円

担保に係る債務

長期未払金（1年以内支払を含む）	295,920千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　32,621,065千円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

(再評価を行った年月日)

平成14年３月31日

(再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額)

△828,424千円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式　53,998,798株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月19日定時株主総会	普通株式	377,826	7.00	平成26年３月31日	平成26年６月20日
平成26年10月28日取締役会	普通株式	377,825	7.00	平成26年９月30日	平成26年12月５日
計		755,651			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月18日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

（イ）配当金の総額　431,800千円
（ロ）１株当たり配当額　8.00円
（ハ）基準日　平成27年３月31日
（ニ）効力発生日　平成27年６月19日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については、金融機関からの借入及び社債発行によることとしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとに期日管理を行っております。また、当社グループの主な事業である不動産賃貸事業は、事業の性格上、大半の取引先から翌月分の賃料を前月末日までに前受けしており、また敷金及び保証金を差入れいただくことにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主として上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は１年以内の支払期日としております。

社債は主として設備投資に係る資金調達であり、償還期間は５年と７年であります。借入金につきましては、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（借入期間は５年から15年）は主に設備投資に係る資金調達であります。

長期借入金は原則として固定金利により調達をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	3,576,600	3,576,600	－
(2)受取手形及び売掛金	281,973	281,973	－
(3)投資有価証券			
その他有価証券	11,563,048	11,563,048	－
資産計	15,421,622	15,421,622	－
(4)買掛金	11,375	11,375	－
(5)短期借入金	11,500,000	11,500,000	－
(6)社債	22,000,000	22,302,842	302,842
(7)長期借入金			
（１年内返済予定含む）	17,490,490	17,596,094	105,604
負債計	51,001,865	51,410,312	408,446

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は金融商品取引所の価格によっております。

(4) 買掛金及び(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債及び(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規発行または新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額243,091千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。
また、営業債権の差入保証金・敷金（連結貸借対照表計上額2,180,077千円）、並びに営業債務の長期預り保証金・敷金（連結貸借対照表計上額6,483,013千円）は回収期日または返済期日の定めがないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められます。

5．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府その他の地域において賃貸用の不動産を有しております。平成27年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,736,695千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	時　価
96,567,169千円	144,269,000千円

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 連結計算書類提出会社本社に係る有形固定資産残高は、上記の表には含めておりません。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき、社外の不動産鑑定士が算定した金額であります。

6．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　960円64銭

(2) １株当たり当期純利益　50円63銭

7．その他の注記

資産除去債務に関する注記

当社グループは、借地にかかる不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、また、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

8．記載金額は、３．(2)１株当たり配当額及び６．１株当たり情報に関する注記を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**3,411,293**	**流動負債**	**18,142,490**
現金及び預金	2,961,629	買掛金	11,375
受取手形及び売掛金	214,140	短期借入金	15,384,140
前払費用	134,992	未払法人税等	1,123,322
繰延税金資産	96,694	前受金	902,139
その他の流動資産	3,837	賞与引当金	22,823
固定資産	**111,247,068**	設備関係未払金	140,072
有形固定資産	**96,637,105**	その他の流動負債	558,617
建物及び構築物	36,944,057	**固定負債**	**45,168,594**
機械及び装置	9,333	社債	22,000,000
土地	51,291,266	長期借入金	13,606,350
信託建物	2,005,858	長期未払金	211,380
信託土地	6,261,065	長期預り保証金・敷金	6,483,013
その他の有形固定資産	125,523	繰延税金負債	1,422,556
無形固定資産	**53,517**	再評価に係る繰延税金負債	1,202,109
投資その他の資産	**14,556,444**	退職給付引当金	60,918
投資有価証券	11,806,140	役員退職慰労引当金	182,267
関係会社株式	111,200	**負債合計**	**63,311,085**
差入保証金・敷金	2,180,027	**純資産の部**	
長期前払費用	452,076	**株主資本**	**51,489,758**
その他の資産	7,000	**資本金**	**9,827,611**
		資本剰余金	**9,786,449**
		資本準備金	9,199,840
		その他資本剰余金	586,608
		利益剰余金	**31,885,290**
		利益準備金	872,302
		その他利益剰余金	31,012,987
		固定資産圧縮積立金	124,528
		別途積立金	26,513,900
		繰越利益剰余金	4,374,558
		自己株式	**△9,592**
		評価・換算差額等	**△142,482**
		その他有価証券評価差額金	**4,756,143**
		土地再評価差額金	**△4,898,626**
		純資産合計	**51,347,276**
資産合計	**114,658,361**	**負債及び純資産合計**	**114,658,361**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**14,482,146**
売上原価		**8,726,983**
売上総利益		**5,755,163**
販売費及び一般管理費		**960,766**
営業利益		**4,794,396**
営業外収益		
受取利息及び配当金	278,524	
その他の営業外収益	26,149	304,673
営業外費用		
支払利息	445,633	
社債利息	222,400	
その他の営業外費用	39,910	707,943
経常利益		**4,391,126**
特別利益		
固定資産売却益	4,810	4,810
特別損失		
固定資産除却損	76,485	76,485
税引前当期純利益		**4,319,451**
法人税、住民税及び事業税	1,529,814	
法人税等調整額	61,470	1,591,285
当期純利益		**2,728,166**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	9,827,611	9,199,840	586,608	9,786,449	872,302
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
別途積立金の積立					
自己株式の取得					
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－
当期末残高	9,827,611	9,199,840	586,608	9,786,449	872,302

（単位：千円）

	株主資本			
	利益剰余金			
	その他利益剰余金			利益剰余金合計
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	118,283	26,013,900	2,908,288	29,912,775
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△755,651	△755,651
当期純利益			2,728,166	2,728,166
別途積立金の積立		500,000	△500,000	－
自己株式の取得				
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加	6,244		△6,244	－
事業年度中の変動額合計	6,244	500,000	1,466,269	1,972,514
当期末残高	124,528	26,513,900	4,374,558	31,885,290

(単位：千円)

	株主資本	
	自己株式	株主資本合計
当期首残高	△9,495	49,517,340
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△755,651
当期純利益		2,728,166
別途積立金の積立		－
自己株式の取得	△96	△96
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		－
事業年度中の変動額合計	△96	1,972,417
当期末残高	△9,592	51,489,758

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,003,579	△4,769,308	△1,765,728	47,751,611
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△755,651
当期純利益				2,728,166
別途積立金の積立				－
自己株式の取得				△96
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,752,564	△129,317	1,623,246	1,623,246
事業年度中の変動額合計	1,752,564	△129,317	1,623,246	3,595,664
当期末残高	4,756,143	△4,898,626	△142,482	51,347,276

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

子　会　社　株　式……移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有　形　固　定　資　産……定額法

無　形　固　定　資　産……定額法

(3) 引当金の計上基準

貸　倒　引　当　金……一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は財務内容評価法によっております。
当事業年度においては該当がないため計上しておりません。

賞　与　引　当　金……従業員の賞与支給に充てるため、前事業年度の支給実績を勘案して当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準
……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	648,275千円
備品	0千円
合計	648,275千円

担保に係る債務

長期未払金（1年以内支払を含む）	295,920千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　32,621,065千円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

(再評価を行った年月日)

平成14年３月31日

(再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額)

△828,424千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	960千円
売上原価	1,007,263千円
営業取引以外の取引高	115,058千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式　　53,998,798株

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式　　23,797株

5．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	87,409千円
賞与引当金	9,285千円
繰延税金資産（流動）合計	96,694千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却費償却限度超過額	29,523千円
減損損失（長期前払費用）	561,110千円
減損損失（建物及び構築物他）	190,262千円
退職給付引当金否認	19,615千円
役員退職慰労引当金否認	58,689千円
投資有価証券評価損	2,186千円
ゴルフ会員権	22,280千円
その他	770千円
繰延税金資産（固定）小計	884,438千円
評価性引当額	△24,467千円
繰延税金資産（固定）合計	859,971千円

繰延税金負債（固定）

固定資産圧縮積立金	△59,141千円
その他有価証券評価差額金	△2,223,385千円
繰延税金負債（固定）合計	△2,282,527千円
繰延税金負債（固定）の純額	△1,422,556千円

再評価に係る繰延税金資産

土地再評価差額金	2,468,325千円
評価性引当額	△2,392,387千円
再評価に係る繰延税金資産合計	75,937千円

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金	△1,278,047千円
再評価に係る繰延税金負債合計	△1,278,047千円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△1,202,109千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、注記を省略しております。

(3) 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.0%、平成28年４月１日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が142,944千円、再評価に係る繰延税金負債の金額（再評価に係る繰延税金資産の金額を控除した金額）が126,930千円それぞれ減少し、法人税等調整額が91,822千円、その他有価証券評価差額金が234,767千円、土地再評価差額金が126,930千円それぞれ増加しております。

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性及び会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社 京阪神建築サービス株式会社	所有 直接100%	土地建物賃貸	賃料の受入	960	—	—
		保守管理仕入	保守管理費支払	1,007,263	—	—
		資金の受入	資金の返済	400,000	—	—
			利息の支払	4,858	—	—
			配当金の受取	100,000	—	—
		役務の提供	業務の受託	10,200	—	—
		役員の兼任				

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 保守管理の仕入れに関しては、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
2. 子会社は期末の剰余金の状況を勘案し、安定的かつ継続的に配当を実施する方針であります。
3. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

7．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　951円32銭

（2）１株当たり当期純利益　　50円54銭

普通株式に係る当期純利益	2,728,166千円
普通株式の期中平均株式数	53,975,093株

8．その他の注記

資産除去債務に関する注記

当社は、借地に係る不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、また、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

9．記載金額は、７．１株当たり情報に関する注記を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

京阪神ビルディング株式会社
取 締 役 会　御　中

監 査 法 人 グ ラ ヴ ィ タ ス
代表社員
業務執行社員　公認会計士　井 筒 敦 司㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　安 藤 幹 根㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、京阪神ビルディング株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京阪神ビルディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

京阪神ビルディング株式会社
取締役会　御 中

監 査 法 人 グ ラ ヴ ィ タ ス
代表社員
業務執行社員　公認会計士　井 筒 敦 司㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　安 藤 幹 根㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、京阪神ビルディング株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第４項第６号及び会社法施行規則第100条第1項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人グラヴィタスから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月８日

京阪神ビルディング株式会社　監査役会
常勤監査役　山 本 敏 晴 ㊞
社外監査役　西 出 智 幸 ㊞
社外監査役　宮 内 裕 通 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、営業地盤拡充のための今後の事業展開、内部留保の充実による企業体質の強化などを勘案して、安定的な配当を継続して実施しつつ、総合的、長期的に株主利益の向上を図ることを基本方針としています。

第92期の剰余金の処分につきましては、平成27年３月期の業績などを踏まえまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金８円　　総額431,800,008円
なお、中間配当金として７円をお支払いしておりますので、年間配当金は１株につき15円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年６月19日

２．剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金　　500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金　500,000,000円

第２号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 永田武全氏、河野健二氏、清水英治氏、山本真司氏および八ツ尾順一氏の５名が任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	永田武全（ながたたけはる） (昭和19年５月23日生)	昭和42年４月　株式会社住友銀行 入行 平成４年６月　同行 取締役 平成９年６月　同行 常務取締役 平成12年６月　同行 専務取締役兼専務執行役員 平成13年４月　株式会社三井住友銀行 専務取締役兼専務執行役員 平成14年６月　同行 副頭取兼副頭取執行役員 平成17年６月　当社 代表取締役社長 平成22年６月　当社 取締役会長（現任）	34,700株
2	山本真司（やまもとしんじ） (昭和35年３月６日生)	昭和58年４月　株式会社住友銀行 入行 平成17年６月　株式会社三井住友銀行 三田篠山法人営業部長 平成20年４月　同行 南森町法人営業部長 平成21年12月　同行 梅田法人営業第一部長 平成24年４月　同行 法人企業統括部 部付部長 平成25年４月　当社 顧問 平成25年６月　当社 取締役営業統括（現任）	4,100株
3	※ 谷口昌和（たにぐちまさかず） (昭和29年12月７日生)	昭和54年４月　株式会社鴻池組 入社 平成18年11月　同社 執行役員大阪本店副本店長 平成20年10月　同社 常務執行役員中部地区統括兼名古屋支店長 平成24年10月　同社 常務執行役員建築事業本部（営業担当役員） 平成26年４月　当社 理事 建築技術部 部付部長（現任）	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	※ 西田（にしだ） 滋（しげる） (昭和35年10月８日生)	昭和59年４月　株式会社住友銀行 入行 平成19年４月　株式会社三井住友銀行 大阪本店営業第一部部付部長 平成23年４月　同行 本店営業第七部長 平成24年４月　同行 法人財務開発部長 平成25年４月　同行 企業審査部長 平成27年４月　当社 顧問（現任）	2,000株
5	八ツ尾（やつお） 順一（じゅんいち） (昭和26年３月25日生)	昭和59年６月　公認会計士登録 平成13年４月　摂南大学経営情報学部 教授 平成16年４月　近畿大学法学部 教授（現任） 平成23年６月　当社 取締役（現任） (重要な兼職の状況) 近畿大学法学部 教授	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 氏名欄中※印は新任候補者であります。
3. 八ツ尾順一氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 八ツ尾順一氏は、公認会計士、大学教授としての長年の経験と幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で経営を監督することを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
5. 当社は八ツ尾順一氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 西出智幸氏が任期満了となり、また監査役 山本敏晴氏が辞任されますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ 河野 健二（こうの けんじ） (昭和28年７月24日生)	昭和 51年 ４月　株式会社住友銀行 入行 平成 11年 ５月　同行 広島支店長 平成 14年 ４月　株式会社三井住友銀行 阪神ブロック部長 平成 16年 ４月　同行 業務監査部 副部長 平成 18年 ４月　当社 総務部副部長 平成 18年 ７月　当社 総務部長 平成 19年 ６月　当社 取締役総務部長（現任）	11,600株
2	西出 智幸（にしで ともゆき） (昭和37年８月20日生)	平成 ２年 ４月　大阪弁護士会登録 平成 ２年 ４月　吉川綜合法律事務所 （現きっかわ法律事務所）弁護士（現任） 平成 10年 ３月　ニューヨーク州弁護士登録 平成 10年 ９月　ハーバード大学ロースクール客員研究員 平成 19年 ６月　当社監査役（現任） 平成 26年 ４月　大阪弁護士会 副会長	5,100株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 氏名欄中※印は新任候補者であります。
3. 西出智幸氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 西出智幸氏は、弁護士としての専門知識と経験を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で経営を監視することを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって８年となります。
5. 当社は西出智幸氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第１項で定める責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

第４号議案　会計監査人選任の件

本総会終結の時をもって当社の会計監査人である監査法人グラヴィタスは任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（平成27年３月31日現在）

名　　称	仰星監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区九段南三丁目３番６号 麹町ビル 従たる事務所 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目４番11号 愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル 石川県金沢市兼六元町11番25号
沿　　革	平成２年９月　北斗監査法人設立 平成11年10月　東京赤坂監査法人と合併し、東京北斗監査法人に名称変更 平成18年10月　監査法人芹沢会計事務所と合併し、仰星監査法人に名称変更 平成23年７月　明澄監査法人と合併し、北陸事務所を開設 平成26年７月　明和監査法人と合併
概　　要	＜資 本 金＞　155百万円 ＜構成人員＞　社員（公認会計士）43名（うち代表社員23名） 職員（公認会計士）86名 （公認会計士試験合格者）38名 （その他）24名 合計　191名 監査関与会社　265社

第５号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます河野健二、清水英治の両氏、および監査役を辞任されます山本敏晴氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役２名および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

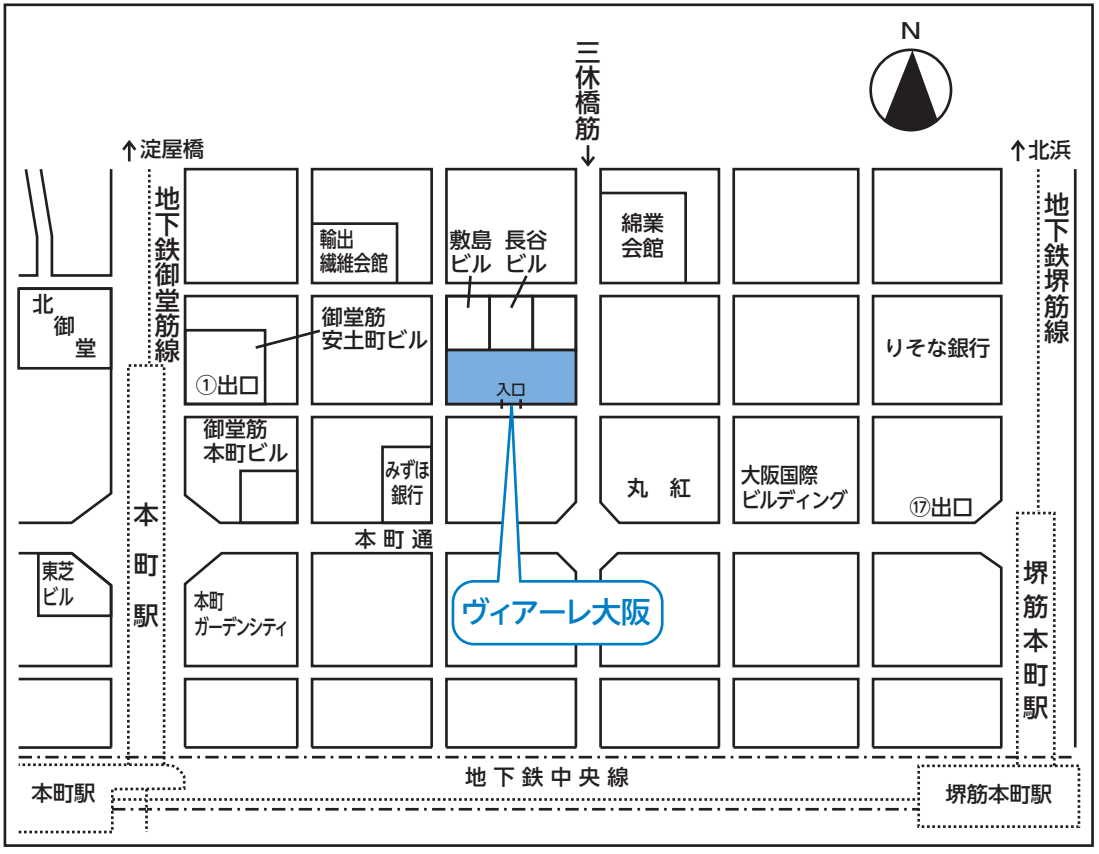
氏　　名	略　　歴
河　野　健　二	平成19年６月　当社　取締役 現在に至る
清　水　英　治	平成23年６月　当社　取締役 現在に至る
山　本　敏　晴	平成21年６月　当社　常勤監査役 現在に至る

以　上

株主総会会場ご案内略図

会場：大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階「安土の間」
電話：０６－４７０５－２４１１

【交通案内】
◎地下鉄御堂筋線　本町駅①番出口から徒歩３分
◎地下鉄堺筋線　堺筋本町駅⑰番出口から徒歩５分



◎**当日は、些少ながらお土産をご用意いたしておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主さまお一人につき１個とさせていただきます。**

（お願い）駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。